

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の兼業禁止の特例の対象となる法人）</p> <p>第一条 公職選挙法（以下「法」という。）第五条の六第八項に規定する合同選挙区都道府県（同条第一項に規定する合同選挙区都道府県をいう。以下 同。）が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の二分の一以上である法人とする。</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百五条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八十条の二、第八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八十条の四、第八十条の六、第八十条の七、第九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百四十一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九十九条第九項及び第十二項、第二百三条の二第</p>	<p>第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の兼業禁止の特例の対象となる法人）</p> <p>第一条 公職選挙法（以下「法」という。）第五条の六第八項に規定する合同選挙区都道府県（同条第一項に規定する合同選挙区都道府県をいう。以下この条及び次条第四項において同じ。）が出資している法人で政令で定めるものは、合同選挙区都道府県が出資している額の合計額が資本金、基本金その他これらに準ずるものの総額の二分の一以上である法人とする。</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百五条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八十条の二、第八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八十条の四、第八十条の六、第八十条の七、第九十三条（同法第二百二十七条第二項、第四百四十一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九十九条第九項及び第十二項、第二百三条の二第</p>

一、第二百四条第一項、第二百六条第二項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百三十八条の七第二項、第二百四十二条第一項、第三項、第四項、第七項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七條、第四百十條（同令第三百三十條に係る部分を除く。）及び第七百七十四條の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八條の四第一項に規定する委員会とみなす。

254 (略)

第三章 選挙人名簿

一、第二百四条第一項、第二百六条第二項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百三十八条の七第二項、第二百四十二条第一項、第三項、第四項、第七項及び第九項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百三十七條、第四百十條（同令第三百三十條に係る部分を除く。）及び第七百七十四條の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八條の四第一項に規定する委員会とみなす。

254 (略)

第三章 選挙人名簿

(登録日等の告示)

第十四条 (略)

2 法第二十二條第二項の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、直ちにこれらを告示しなければならない。

(選挙人の数の報告)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数を、遅滞なく、都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。この場合において、合同選挙区都道府県の選挙管理委員会は、同項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数(参議院合同選挙区選挙(法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選挙をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)を、遅滞なく、集計するとともに、その結果を参議院合同選挙区選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 (略)

第三章の二 在外選挙人名簿

(在外選挙人名簿に係る縦覧期間等)

第二十三条の十一 (略)

2 法第三十条の七第一項の規定により衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際に行うこととされている縦覧の期間は、当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会

(登録日等の告示)

第十四条 (略)

2 法第二十二條第二項の選挙管理委員会又は中央選挙管理会
は、同項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行なう日及び縦覧に供する期間を定めた場合には、直ちにこれらを告示しなければならない。

(選挙人の数の報告)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数を、遅滞なく、都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 (略)

第三章の二 在外選挙人名簿

(在外選挙人名簿に係る縦覧期間等)

第二十三条の十一 (略)

2 法第三十条の七第一項の規定により衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際に行うこととされている縦覧の期間は、当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会) が定める期間とする。

3・4 (略)

5 第二項の選挙管理委員会、中央選挙管理会又は参議院合同選挙区選挙管理委員会は、同項の規定により在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を定めた場合には、直ちにこれを告示しなければならない。

6 (略)

(在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ等)

第二十三条の十六 第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条及び第二十三条の二の規定は、在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ、磁気ディスクをもつて調製されている在外選挙人名簿を閲覧させる方法、在外選挙人名簿の再調製、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の報告及び在外選挙人名簿の保存について準用する。この場合において、第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項）とあるのは「在外選挙人名簿（法第三十条の二第四項）」と、「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、「住所」とあるのは「最終住所（法第三十条の三第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「選挙人名簿中」とあるのは「在外選挙人名簿中」と、「住所」とあるのは「最終住所（法第三十条の三第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、同条第三項中「選挙

(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会) が定める期間とする。

3・4 (略)

5 第二項の選挙管理委員会又は中央選挙管理会
は、同項の規定により在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を定めた場合には、直ちにこれを告示しなければならない。

6 (略)

(在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ等)

第二十三条の十六 第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条及び第二十三条の二の規定は、在外選挙人名簿の移送又は引継ぎ、磁気ディスクをもつて調製されている在外選挙人名簿を閲覧させる方法、在外選挙人名簿の再調製、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の報告及び在外選挙人名簿の保存について準用する。この場合において、第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項）とあるのは「在外選挙人名簿（法第三十条の二第四項）」と、「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、「住所」とあるのは「最終住所（法第三十条の三第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「選挙人名簿中」とあるのは「在外選挙人名簿中」と、「住所」とあるのは「最終住所（法第三十条の三第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、同条第三項中「選挙

人名簿の」とあるのは「在外選挙人名簿の」と、「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項）」とあるのは「在外選挙人名簿（法第三十条の二第四項）」と、「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、「選挙人名簿と」とあるのは「在外選挙人名簿と」と、第二十条中「法第二十八条の二第一項」とあるのは「法第三十条の十二において準用する法第二十八条の二第一項」と、第二十一条第一項中「法第三十条」とあるのは「法第三十条の十五において準用する法第三十条」と、第二十二条第一項中「法第三十条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた」とあるのは「登録月（登録月の二日）が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。」の三日現在及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた」と、「同項の規定による選挙人名簿の登録が行われた」とあるのは「参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた」と、同条第二項中「第三十条」とあるのは「法第三十条の十五において準用する法第三十条」と、第二十二条の二中「法第十九条第三項」とあるのは「法第三十条の二第四項」と、「衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「衆議院議員又は参議院議員の任期間」と読み替えるものとす

2 (略)

第四章 投票

人名簿の」とあるのは「在外選挙人名簿の」と、「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項）」とあるのは「在外選挙人名簿（法第三十条の二第四項）」と、「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、「選挙人名簿記載書類」とあるのは「在外選挙人名簿記載書類」と、「選挙人名簿と」とあるのは「在外選挙人名簿と」と、第二十条中「法第二十八条の二第一項」とあるのは「法第三十条の十二において準用する法第二十八条の二第一項」と、第二十一条第一項中「法第三十条」とあるのは「法第三十条の十五において準用する法第三十条」と、第二十二条第一項中「法第三十条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日現在」とあるのは「登録月（登録月の二日）が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合には、当該登録月を除く。」の三日現在及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた日現在」と、同条第二項中「法第三十条」とあるのは「法第三十条の十五において準用する法第三十条」と、第二十二条の二中「法第十九条第三項」とあるのは「法第三十条の二第四項」と、「衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間」とあるのは「衆議院議員又は参議院議員の任期間」と読み替えるものとす

2 (略)

第四章 投票

(指定投票区の投票の期日の特例)

第二十六条の四 指定投票区については、都道府県の選挙管理委員会(市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村

の選挙管理委員会)は、法第五十六条の規定によつて投票の期日を定めることができない。

(繰延投票の期日の通知)

第四十八条 法第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合には、市町村の選挙管理委員会にあつては関係のある投票管理者及び開票管理者(指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者)並びに選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長(衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長)並びに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。)に通知しなければならない。

3・4 (略)

(投票を行わない旨の通知)

第四十九条 法第百条第五項の規定により選挙長が行う通知は、衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙については

(指定投票区の投票の期日の特例)

第二十六条の四 指定投票区については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、都道府県の選挙管理委員会)は、法第五十六条の規定によつて投票の期日を定めることができない。

(繰延投票の期日の通知)

第四十八条 法第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合には、市町村の選挙管理委員会にあつては関係のある投票管理者、開票管理者及び選挙長(指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者)に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長)並びに市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会)に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会(指定都市においては、区の選挙管理委員会)は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者(数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。)に通知しなければならない。

3・4 (略)

(投票を行わない旨の通知)

第四十九条 法第百条第五項の規定により選挙長がする通知は、衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙については

、市町村の選挙管理委員会を経て行わなければならない。ただし、衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、あらかじめ選挙分会長を経なければならない。

第六章 開票

(繰延開票の通知等)

第七十八条 法第七十三条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により開票の期日を定めた場合には、市町村の選挙管理委員会にあつては開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て開票管理者）及び選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3・4 (略)

第七章 選挙会及び選挙分会

(選挙長又は選挙分会長の職務代理者又は職務管掌者の選任)

、市町村の選挙管理委員会を経てしなければならない。ただし、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、あらかじめ選挙分会長を経なければならない。

第六章 開票

(繰延開票の通知等)

第七十八条 法第七十三条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により開票の期日を定めた場合においては、市町村の選挙管理委員会にあつては開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て開票管理者）及び選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、選挙分会長）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区選挙管理委員会）に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3・4 (略)

第七章 選挙会及び選挙分会

(選挙長又は選挙分会長の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第八十条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）の委員長は、選挙長若しくは選挙分会長及びこれらの者の職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会の委員又は中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員の中から、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員又は職員の中から、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については当該選挙分会長の置かれた都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については当該選挙分会

第八十条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、

選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会

）は、選挙長若しくは選挙分会長に事故があり、又はこれらの者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、

選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会）の

委員長は、選挙長若しくは選挙分会長及びこれらの者の職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会の委員又は中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員の中から

、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については当該選挙分会長の置かれた都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から

長の置かれた合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙及び参議院合同選挙区選挙以外の選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に選挙長又は選挙分会長の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第八十一条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会長については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会)は、法第七十五条第三項又は前条第一項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(選挙録等の送付)

第八十五条 選挙長又は選挙分会長は、選挙会又は選挙分会の事務が終了した場合には、選挙長にあつては選挙録及び選挙会に関する書類を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)に、選挙分会長にあつては選挙録及び選挙分会に関する書類を都道府県の選挙管理委員会に、それぞれ送付しな

、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の委員又は書記の中から、臨時に選挙長又は選挙分会長の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(選挙長若しくは選挙分会長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第八十一条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙長については中央選挙管理会、

選挙分会長に関しては都道府県の選挙管理委員会)

()は、法第七十五条第三項又は前条第一項の規定により選挙長若しくは選挙分会長又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(選挙録等の送付)

第八十五条 選挙長又は選挙分会長は、選挙会又は選挙分会の事務が終了した場合には、選挙長にあつては選挙録及び選挙会に関する書類をその選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に、選挙分会長にあつては選挙録及び選挙分会に関する書類を都道府県の選挙管理委員会に、それぞれ送付しな

ければならない。

(選挙会又は選挙分会に関する書類の保存)

第八十六条 選挙会に関する書類は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）において、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、保存しなければならない。

2 (略)

(繰延選挙会又は繰延選挙分会の通知等)

第八十七条 法第八十四条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により選挙会又は選挙分会の期日を定めた場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙の選挙分会については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）は、当該選挙長又は選挙分会長に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

第八章 公職の候補者等

ければならない。

(選挙会又は選挙分会に関する書類の保存)

第八十六条 選挙会に関する書類は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）において、当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間、保存しなければならない。

2 (略)

(繰延選挙会又は繰延選挙分会の通知等)

第八十七条 法第八十四条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により選挙会又は選挙分会の期日を定めた場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会については中央選挙管理会、参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については都道府県の選挙管理委員会）は、当該選挙長又は選挙分会長に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

第八章 公職の候補者等

(公職の候補者等に関する通知)

第九十二条 (略)

256 (略)

7 第二項から第四項までの規定は、衆議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

8 第二項から第六項までの規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と、「都道府県の選挙管理委員会」と、「第五項中「当該選挙区の区域内の都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「第八十六条の二第一項又は第九項」とあるのは「第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段」と、「第八十八条の三第七項」とあるのは「第八十八条の五第七項において準用する第八十八条の三第七項」と、同項第二号イ中「第八十六条の二第七項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」と、同号ロ中「第八十六条の二第十項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」と、同号ハ中「第八十六条の二第十一項」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」と、「同条第一項」とあるのは「法第八十六条の三第一項」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第二項において準用する法第八十六条の二第十二項」と、「同条第九項」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段」と、同号ニ中「第八十六条の二第二項第一号」とあるのは「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二

(公職の候補者等に関する通知)

第九十二条 (略)

256 (略)

7 第二項から第四項までの規定は、衆議院比例代表選出議員の選挙について準用する。

8 第二項から第六項までの規定は、参議院比例代表選出議員の選挙について準用する。この場合において、第五項中「当該選挙区の区域内の都道府県の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「法第八十六条の二第一項又は第九項」とあるのは「法第八十六条の三第一項又は同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段」と、「第八十八条の三第七項」とあるのは「第八十八条の五第七項において準用する第八十八条の三第七項」と、同項第二号イ中「法第八十六条の二第七項」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」と、同号ロ中「法第八十六条の二第十項」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」と、同号ハ中「法第八十六条の二第十一項」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」と、「同条第一項」とあるのは「法第八十六条の三第一項」と、「同条第十二項」とあるのは「同条第二項において準用する法第八十六条の二第十二項」と、「同条第九項」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段」と、同号ニ中「法第八十六条の二第二項第一号」とあるのは「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二

第二項第一号」と、「第八十八条の三第九項」とあるのは「第八十八条の五第八項」と

読み替えるものとする。

9 第一項から第四項まで及び第六項の規定は、参議院合同選挙区選挙について準用する。この場合において、第一項中「市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者」とあるのは「当該参議院合同選挙区選挙の選挙区の区域内の合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「第八十六条第一項から第三項まで又は第八項」とあるのは「第八十六条の四第一項、第二項又は第五項」と、「第八十八条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項」と、「第八十六条第七項」とあるのは「第八十六条の四第三項」と、「の名称」とあるのは「の名称（第八十九条第四項の規定による略称の記載がある場合には、当該略称を含む。）」と、同項第二号中「第八十六条第九項」とあるのは「第八十六条の四第九項」と、同号二中「第八十六条第十二項」とあるのは「第八十六条の四第十項」と、同号へ中「第八十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十六条の四第一項又は第二項」と、「第八十八条第十一項」とあるのは「第八十九条第六項」と、第二項中「当該選挙長」とあるのは「合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と、第六項中「都道府県」とあるのは「合同選挙区都道府県」と、「前項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

10 第一項から第四項までの規定は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙及び参議院合同選挙区選挙以外の選挙について準用する。この場合において、第一項第一号中「第八十六条第一項から第三項まで

第二項第一号」と、「第八十八条の三第九項」とあるのは「第八十八条の五第八項」と、第六項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（新設）

9 第一項から第四項までの規定は、衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙
議員の選挙
以外
の場合において、第一項第一号中「法第八十六条第一項から第三項まで

(選挙運動に従事する者等に対し提供できる弁当料の額)

第九九条の二 法第三十九條ただし書に規定する政令で定める弁当料の額は、法第九十七條の二第一項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が第二百二十九條第一項第一号の基準に従い定めた弁当料の額とする。

(自動車の使用の公営)

第九九条の四 法第四十一條第七項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次項第二号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において法第四十一條第一項の自動車（以下この条において「選挙運動用自動車」という。）の使用に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項第二号ロにおいて同じ。）に届け出なければならない。

2 公職の候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に應じ当該各号

(選挙運動に従事する者等に対し提供できる弁当料の額)

第九九条の二 法第三十九條ただし書に規定する政令で定める弁当料の額は、法第九十七條の二第一項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が第二百二十九條第一項第一号の基準に従い定めた弁当料の額とする。

(自動車の使用の公営)

第九九条の四 法第四十一條第七項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三條第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次項第二号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において法第四十一條第一項の自動車（以下この条において「選挙運動用自動車」という。）の使用に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項第二号ロにおいて同じ。）に届け出なければならない。

2 公職の候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下この項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に應じ当該各号

に定める金額については、法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下この項において「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。

（のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が六万四千五百円を超える場合には、六万四千五百円）の合計金額

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五

に定める金額については、法第百四十一条第七項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙にあつては都道府県が、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては国が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

一 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下この項において「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。

（のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が六万四千五百円を超える場合には、六万四千五百円）の合計金額

二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下この号において「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により二台以上（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、三台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一台（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、いずれか二台）の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五

千三百円を超える場合には、一万五千三百円)の合計金額

- ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千三百五十円に当該公職の候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出(同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出)のあつた日から当該選挙の期日の前日(法第百条第一項又は第四項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第五項の規定による告示の日。第四項において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限り、)
- ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において二人以上(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一人(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人)の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円

千三百円を超える場合には、一万五千三百円)の合計金額

- ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前項の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千三百五十円に当該公職の候補者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項若しくは第八十六条の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出(同条第二項において準用する法第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出)のあつた日から当該選挙の期日の前日(法第百条第一項又は第四項の規定により投票を行わないこととなつた場合には、同条第五項の規定による告示の日。第四項において同じ。)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、総務省令で定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が確認したものに限り、)
- ハ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において二人以上(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、三人以上)の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該公職の候補者が指定するいずれか一人(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、いずれか二人)の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が一万二千五百円を超える場合には、一万二千五百円

）の合計金額

3 (略)

4 法第四十一条第七項に規定する政令で定める額は、公職の候補者一人について、六万四千五百円（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）に、その者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八十六條の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六條の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する法第八十六條の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

5 (略)

(通常葉書の作成の公営)

第九條の七 法第四十二条第十項（同項の通常葉書の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、通常葉書の作成を業とする者との間において同項の通常葉書の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

2 3 4 (略)

(選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営)

第九條の二 法第四十三条第十四項（同条第一項第一号の立札及び看

）の合計金額

3 (略)

4 法第四十一条第七項に規定する政令で定める額は、公職の候補者一人について、六万四千五百円（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、十二万九千円）に、その者につき法第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八十六條の四第一項、第二項若しくは第五項の規定による公職の候補者の届出又は法第八十六條の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する法第八十六條の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とする。

5 (略)

(通常葉書の作成の公営)

第九條の七 法第四十二条第十項（同項の通常葉書の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、通常葉書の作成を業とする者との間において同項の通常葉書の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会

項において同じ。）に届け出なければならない。

2 3 4 (略)

(選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営)

第九條の二 法第四十三条第十四項（同条第一項第一号の立札及び看

板の類の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、立札及び看板の類の作成を業とする者との間において同条第十四項の立札及び看板の類の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

2～4 (略)

(自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営)

第一百条の三 前条の規定は、公職の候補者が法第四十三條第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「五万五百四十八円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「五万五百四十八円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第一百条の四 法第四十三條第十四項（同項のポスターの作成に係る部

板の類の作成に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、立札及び看板の類の作成を業とする者との間において同条第十四項の立札及び看板の類の作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。）に届け出なければならない。

2～4 (略)

(自動車等に取り付ける立札及び看板の類の作成の公営)

第一百条の三 前条の規定は、公職の候補者が法第四十三條第十四項（同条第一項第二号の立札及び看板の類の作成に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条第二項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「五万五百四十八円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「四以内（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、八以内）」と、同条第三項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「五万五百四十八円」と、「法第三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「四（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、八）」と読み替えるものとする。

(ポスターの作成の公営)

第一百条の四 法第四十三條第十四項（同項のポスターの作成に係る部

分に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において同項のポスターの作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に關する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2(4) (略)

(後援団体等の政治活動に關する立札及び看板の類の総数等)

第一百十条の五 法第四百三十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一(三) (略)

四 公職の候補者等が参議院選挙区選出議員の選挙(参議院合同選挙区選挙を除く。)若しくは都道府県知事の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数

イ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が二である場合 公職の候補者等にあつては十二、後援団体にあつては十八

ロ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が

分に限る。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において同項のポスターの作成に關し有償契約を締結し、総務省令で定めるところにより、その旨を当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会

。次項において同じ。)に届け出なければならない。

2(4) (略)

(後援団体等の政治活動に關する立札及び看板の類の総数等)

第一百十条の五 法第四百三十三条第十六項第一号に規定する政令で定める立札及び看板の類の総数は、公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。)一人につき又は同一の公職の候補者等に係る法第九十九条の五第一項に規定する後援団体(以下この条において「後援団体」という。)の全てを通じて、それぞれ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一(三) (略)

四 公職の候補者等が参議院選挙区選出議員
若しくは都道府県知事の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数

イ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が二である場合 公職の候補者等にあつては十二、後援団体にあつては十八

ロ 当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が

二を超える場合 公職の候補者等にあつてはその二を超える数が二を増すごとに二を十二に加えた数、後援団体にあつてはその二を超える数が二を増すごとに三を十八に加えた数

五| 公職の候補者等が参議院合同選挙区選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 公職の候補者等にあつては二十四、後援団体にあつては三十六

六| 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 六

七| 公職の候補者等が指定都市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 十

八| 公職の候補者等が町村の議会の議員若しくは長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 四

2・3 (略)

4 法第百四十三条第十七項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）の交付する証票を用いてしなければならない。

5 公職の候補者等又は後援団体が前項の証票の交付を受けようとする場合は、総務省令で定めるところにより、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）にその証票の交付を申請しなければならない。この場合において、後援団体が行う申請は、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意を

二を超える場合 公職の候補者等にあつてはその二を超える数が二を増すごとに二を十二に加えた数、後援団体にあつてはその二を超える数が二を増すごとに三を十八に加えた数

(新設)

五| 公職の候補者等が都道府県の議会の議員、市の議会の議員若しくは指定都市以外の市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 六

六| 公職の候補者等が指定都市の長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 十

七| 公職の候補者等が町村の議会の議員若しくは長の選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合 四

2・3 (略)

4 法第百四十三条第十七項の規定による表示は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会

）の交付する証票を用いてしなければならない。

5 公職の候補者等又は後援団体が前項の証票の交付を受けようとする場合は、総務省令で定めるところにより、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会

）にその証票の交付を申請しなければならない。この場合において、後援団体が行う申請は、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意を

得たものでなければならぬ。

6・7 (略)

8 法第百四十三条第十七項の当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、公職の候補者等又は後援団体が第一項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に規定する選挙で当該公職の候補者等又は当該後援団体に係るものに関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）とする。

（個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営）

第百二十五条の三 第百十条の二の規定は、公職の候補者が法第百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第百十条の二第二項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「三万八千六百二十一円」と、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」と、「第百四十三条第十四項後段」とあるのは「第百六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「三万八千六百二十一円」と、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「五（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」と読み替えるものとする。

得たものでなければならぬ。

6・7 (略)

8 法第百四十三条第十七項の当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、公職の候補者等又は後援団体が第一項各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に規定する選挙で当該公職の候補者等又は当該後援団体に係るものに関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）とする。

（個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営）

第百二十五条の三 第百十条の二の規定は、公職の候補者が法第百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、第百十条の二第二項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「三万八千六百二十一円」と、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数の範囲内」とあるのは「五以内」と、「第百四十三条第十四項後段」とあるのは「第百六十四条の二第六項後段」と、同条第三項中「五万三千三百八十八円」とあるのは「三万八千六百二十一円」と、「法第百三十一条第一項の規定により設置することができる選挙事務所の数に三を乗じて得た数」とあり、及び「当該三を乗じて得た数」とあるのは「五」と読み替えるものとする。

第十二章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

(報告書の要旨を掲載した公報の送付)

第二百二十六条の二 衆議院小選挙区選出議員の選挙又は参議院選挙区選出議員の選挙(参議院合同選挙区選挙を除く。)については都道府県の選挙管理委員会は、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会は、それぞれ、法第九十二条第一項及び第二項の規定によつて報告書の要旨を公表したときは、当該報告書の要旨を掲載した公報を総務大臣に送付しなければならない。

(選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)

第二百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び同表の第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至つた選挙における当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数)を乗じて得た額と同表の第四欄に掲げる額とを合算した額とする。

第十二章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附

(報告書の要旨を掲載した公報の送付)

第二百二十六条の二 衆議院小選挙区選出議員 又は参議院選挙区選出議員の選挙においては、
都道府県の選挙管理委員会は、
法第九

十二条第一項及び第二項の規定によつて報告書の要旨を公表したときは、当該報告書の要旨を掲載した公報を総務大臣に送付しなければならない。

(選挙の一部無効による再選挙及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限額)

第二百二十七条の二 選挙の一部無効による再選挙の場合における法第九十五条に規定する政令で定めるところによる額は、次の表の第一欄に掲げる選挙の種類及び 第二欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該第三欄 に掲げる額に当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数(地方公共団体の議会の議員の選挙については、当該再選挙を必要とするに至つた選挙における当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)をもつて当該再選挙の期日の告示の日において当該再選挙が行われる区域内の当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数)を乗じて得た額と当該第四欄 に掲げる額とを合算した額とする。

2 選挙の一部無効による再選挙が前項の表の第二欄に掲げる再選挙の行

(略)	衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙				第一欄
(略)	(略)	(略)	一の指定都市の区域(参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。)	出される参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。)	第二欄
(略)	(略)	(略)		三円	第三欄
(略)	(略)	(略)		千五百九十万円	第四欄

2 選挙の一部無効による再選挙が前項の表の第二欄に掲げる再選挙の行

(略)	衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙				第一欄
(略)	一の町村の区域又はその一部の区域	一の指定都市以外の市の区域又はその一部の区域	一の指定都市の区域(参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。)	(新設)	第二欄
(略)	八十六円	十六円		(新設)	第三欄
(略)	二百七十万円	五百四十万円		(新設)	第四欄

われる区域の二以上を合わせた区域を区域として行われる場合における同表の第三欄及び第四欄に掲げる額については、次の表の上欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ同表の下欄に掲げる区域とみなして、同項の規定を適用する。

(表略)

3 (略)

4 法第五十七条第一項の規定により投票を行う場合における法第九十九条に規定する政令で定めるところによる額は、前三項の規定に準じて算出した額の範囲内で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める額とする。

5 第一項及び前二項の場合において百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

(実費弁償及び報酬の額の基準等)

第二百二十九条 (略)

2 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し法第九十九条ただし書の規定により弁当を提供した場合においてその者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、法第九十九条の二第一項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が前項第一号又は第二号の基準に従い定められた一日についての弁当料の額又は報酬の基本日額から当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

われる区域の二以上を合わせた区域を区域として行われる場合における同表の第三欄及び第四欄に掲げる額については、次の表の上欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、当該区域をそれぞれ当該下欄に掲げる区域とみなして、同項の規定を適用する。

(表略)

3 (略)

4 法第五十七条第一項の規定により投票を行う場合における法第九十九条に規定する政令で定めるところによる額は、前三項の規定に準じて算出した額の範囲内で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める額とする。

5 第一項、第三項及び前項の場合において百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

(実費弁償及び報酬の額の基準等)

第二百二十九条 (略)

2 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し法第九十九条ただし書の規定により弁当を提供した場合においてその者に支給することができる弁当料の額又は報酬の基本日額は、法第九十九条の二第一項の規定により、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が前項第一号又は第二号の基準に従い定められた一日についての弁当料の額又は報酬の基本日額から当該提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとする。

3 7 (略)

8 法第九十七條の二第五項の規定による届出は、その者を使用する前に、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）に対してしなければならない。

9 (略)

第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例

(参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定等の特例)
第三百二十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

再選挙の行われる区域	事	項	一の都道府 県の区域	一の指定都 市の区域	一の指定都 市以外の市 の区域又は その一部の 区域	一の町村の 区域又はそ の一部の区 域

3 7 (略)

8 法第九十七條の二第五項の規定による届出は、その者を使用する前に、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会

9 (略)

第十三章の二 選挙の一部無効による再選挙の特例

(参議院比例代表選出議員の再選挙に関する法第十三章の規定)の特例)
第三百二十二条の三の二 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

再選挙の行われる区域	事	項	一の都道府 県の区域	一の指定都 市の区域	一の指定都 市以外の市 の区域又は その一部の 区域	一の町村の 区域又はそ の一部の区 域

法第三百三十一条第

		(略)	(略)
法第四百二十二条第一項第一号の二の通常葉書の数	当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には三万五千枚、当該選挙区の数が一を超える場合には三万五千枚を三万五千枚に加えた数	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

法第四百二十二条第一項第一号の二の通常葉書の数	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所
一萬枚	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい
四千五百枚	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい
六百枚	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そらい

<p>法第百四十二条第一項第一号の二の ビラの数</p>	<p>当該都道府 県の区域内 の衆議院小 選挙区選出 議員の選挙 区の数が一 である場合 には七万枚 、当該選挙 区の数が一 を超える場 合にはその 一を増すこ とに一万五 百枚を七万 枚に加えた 数（その数 が二十一萬 枚を超える 場合には、 二十一萬枚 ）</p>
(略)	
(略)	
(略)	
<p>法第百四十二条第一項第一号の二の ビラの数</p>	<p>当該都道府 県の参議院 選挙区選出 議員の選挙 における数 に十分の七 を乗じて得 た数</p>
三万枚	
一万三千枚	
千八百枚	

法第百四十四条第一項第二号の二のポスターの数	参議院 選挙区選出議員の選挙における当 該都道府県 の区域内の ポスター掲 示場の数	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

255 (略)

6 再選挙に第百九条の四第二項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第二項第一号及び第二号イ中「以上」(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上)とあるのは「一台」と、「以上」と、「一台(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台)」とあるのは「一台」と、同号ハ中「以上」(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上)とあるのは「以上」と、「一人(

法第百四十四条第一項第二号の二のポスターの数	県の参議院 選挙区選出議員の選挙における	三千枚	八百枚	百五十枚	法第百六十四条の五第三項第三号の標旗の数	五十人	三十四人	九人	五人
法第百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数					一	一	一	一	一

255 (略)

6 再選挙に第百九条の四第二項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第二項第一号及び第二号イ中「二台以上」(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、三台以上)とあるのは「二台以上」と、「一台(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、いずれか二台)」とあるのは「一台」と、同号ハ中「二人以上」(参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、三人以上)とあるのは「二人以上」と、「一人(

参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、
 いずれか二人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「六万四千五百
 円（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつて
 は、十二万九千円）」とあるのは「六万四千五百円」とする。

7・8 (略)

9 再選挙に第一百十条の三において読み替えて準用する第一百十条の二第二
 項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内」（参議
 院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以
 内）」とあるのは「以内」と、同条第三項中「四（参議院比例代表選
 出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八）」とあるのは
 「四」とする。

10 (略)

(参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の再選挙に関する法第十三章
 の規定等の特例)

第三百三十二条の四 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の一部
 無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下
 欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄
 に定めるところによる。

再選挙の行われる区域	一の都道府 県の区域（ 参議院合同 選挙区選挙		
	一の指定都	一の町村の	

参議院比例代表選出議員の選挙
 にあつては、
 いずれか二人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「六万二百円
 （参議院比例代表選出議員の選挙
 にあつて
 は、十二万四百円）」とあるのは「六万二百円」とする。

7・8 (略)

9 再選挙に第一百十条の三において読み替えて準用する第一百十条の二第二
 項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「四以内」（参議
 院比例代表選出議員の選挙
 にあつては、八以
 内）」とあるのは「四以内」と、同条第三項中「四（参議院比例代表選
 出議員の選挙
 にあつては、八）」とあるのは
 「四」とする。

10 (略)

(参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の再選挙に関する法第十三章
 の規定等の特例)

第三百三十二条の四 参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の一部
 無効による再選挙においては、次の表の上欄に掲げる事項は、同表の下
 欄に掲げる当該再選挙の行われる区域の区分に応じ、それぞれ当該下欄
 に定めるところによる。

再選挙の行われる区域			
	一の指定都	一の町村の	

事 項	法第百三十一条第 一項第四号の選挙 事務所の数	法第百四十一条第 一項第一号の自動 車又は船舶及び拡 声機の数		法第百四十二条第 一項第二号又は第 三号の通常葉書の
により選出 される参議 院選挙区選 出議員の再 選挙が行わ れる場合に 限る。）	一箇所	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そろい	当該都道府 県の区域内 の衆議院小 選挙区選出 議員の選挙 区の数が一 である場合 には三万五 千枚、当該	
一の指定都 市の区域	一箇所	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そろい		一万枚
市以外の市 の区域又は その一部の 区域	一箇所	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そろい		四千五百枚
区域又はそ の一部の区 域	一箇所	自動車一台 又は船舶一 隻及び拡声 機一そろい		六百枚

事 項	法第百三十一条第 一項第四号の選挙 事務所の数	(新設)		法第百四十二条第 一項第二号又は第 三号の通常葉書の
(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
一の指定都 市の区域	一箇所	(新設)		一万枚
市以外の市 の区域又は その一部の 区域	一箇所	(新設)		四千五百枚
区域又はそ の一部の区 域	一箇所	(新設)		六百枚

数	法第百四十二条第 一項第二号又は第 三号のビラの数
選挙区の数 が一を超え る場合には その一を増 すごとに二 千五百枚を 三万五千枚 に加えた数	当該都道府 県の区域内 の衆議院小 選挙区選出 議員の選挙 区の数が一 である場合 には十枚 当該選挙 区の数が一 を超える場 合にはその 一を増すご とに一万五 千枚を十萬 枚に加えた 数(その数
	三万枚
	一万三千枚
	千八百枚
数	法第百四十二条第 一項第二号又は第 三号のビラの数
	(新設)
	三万枚
	一万三千枚
	千八百枚

法第百六十四条の 二第三項の立札及 び看板の類の数	五	が三十万枚 を超える場 合には、三 十万枚
法第百六十四条の 五第三項第一号の 標旗の数	一	
法第百九十七条の 二第二項の報酬の 支給を受けること ができる者の員数	五十人	
	三十四人	
	九人	
	五人	

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙（以下この条において単に「再選挙」という。）

について、再選挙（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、法第百四十九条第四項の新聞広告の回数は、同項の規定にかかわらず、五回に限るものとする。

法第百九十七条の 二第二項の報酬の 支給を受けること ができる者の員数	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	三十四人	(新設)
	九人	(新設)
	五人	(新設)

2 前条第三項 の規定は前項 の表に掲げる区域を区域として行われる同項の再選挙（以下この条において単に「再選挙」という。）のうち、一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のものについて、同条第四項の規定は再選挙について準用する。

3 再選挙のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの及び一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のものにおいては、法第五十一条第一項の経歴放送は、行わない。

4 再選挙（参議院選挙区選出議員の選挙に係るものに限る。以下この条において同じ。）に第九十九条の四第二項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第二項第一号及び第二号イ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）」とあるのは「以上」と、「一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）」とあるのは「一台」と、同号ハ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上）」とあるのは「以上」と、「一人（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人）」とあるのは「一人」と、同条第四項中「六万四千五百円（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）」とあるのは「六万四千五百円」とする。

5 再選挙

に第九十九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を

3 再選挙のうち
一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のものにおいては、法第五十一条第一項の経歴放送は、行わない。

4 再選挙のうち一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のものにおいては、法第七十六条の規定による特殊乗車券の交付は、行わない。

5 再選挙

に第九十九条の七第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「法第四十二条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、同条第三項中「同条第一項第一号から第二号までの選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数」とあるのは「第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を

超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

6・7 (略)

8 再選挙に第一百十条の三において読み替えて準用する第一百十条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八以内)」とあるのは「以内」と、同条第三項中「四(参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、八)」とあるのは「四」とする。

9 再選挙に第一百十条の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、これらの規定中「当該選挙区」とあるのは、「当該選挙の行われる区域」とする。

10 再選挙に第二百二十五条の三において読み替えて準用する第一百十条の二第二項及び第三項の規定を適用する場合には、同条第二項中「以内(参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内)」とあるのは「以内」と、同条第三項中「五(参議院合同選挙区選挙にあつては、十)」とあるのは「五」とする。

(選挙の一部無効に関する通知)

第三十二条の十 選挙の一部が無効となつた場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)は、当該争訟に関する決定若しくは裁決の確定した後又は法第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた後、直ちに、その旨を当該選挙長に通知しなければならない。

超える場合には、当該下欄に定める枚数」とする。

6・7 (略)

(新設)

8 再選挙に第一百十条の四第二項及び第三項の規定を適用する場合には、これらの規定中「当該選挙区」とあるのは、「当該選挙の行われる区域」とする。

(新設)

(選挙の一部無効に関する通知)

第三十二条の十 選挙の一部が無効となつた場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、当該争訟に関する決定若しくは裁決の確定した後又は法第二百二十条第一項後段の規定による通知を受けた後、直ちに、その旨を当該選挙長に通知しなければならない。

第十四章 補則

第十四章 補則

(選挙に関する常時啓発事業の委託)

(選挙に関する常時啓発事業の委託)

第百三十三条 総務大臣又は中央選挙管理会は、法第六条第一項の規定に基づいて行うべき選挙に関する啓発、周知等の事業（以下「選挙に関する常時啓発事業」という。）を参議院合同選挙区選挙管理委員会、都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会又は総務大臣が適当と認める団体に委託して行わせることができる。

第百三十三条 総務大臣又は中央選挙管理会は、法第六条第一項の規定に基づいて行うべき選挙に関する啓発、周知等の事業（以下「選挙に関する常時啓発事業」という。）を 都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会又は総務大臣が適当と認める団体に委託して行わせることができる。

2 参議院合同選挙区選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選挙に関する常時啓発事業の委託を受けた場合には、遅滞なくその旨を、参議院合同選挙区選挙管理委員会にあつては各合同選挙区都道府県の知事に、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県知事に、市町村の選挙管理委員会にあつては市町村長に、それぞれ報告しなければならない。

2 都道府県又は 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選挙に関する常時啓発事業の委託を受けた場合においては、遅滞なくその旨をそれぞれ都道府県知事又は市町村長に 報告しなければならない。

別表第四（第百九条関係）

別表第四（第百九条関係）

選挙区又は選挙が行われる区域	選挙事務所の数
北海道	四箇所
岩手県	二箇所
福島県	二箇所
茨城県	二箇所
群馬県	二箇所
埼玉県	二箇所
千葉県	二箇所
東京都	三箇所

都道府県	選挙事務所の数
北海道	四箇所
岩手県	二箇所
福島県	二箇所
茨城県	二箇所
群馬県	二箇所
埼玉県	二箇所
千葉県	二箇所
東京都	三箇所

神奈川県	二箇所	神奈川県	二箇所
新潟県	三箇所	新潟県	三箇所
長野県	三箇所	長野県	三箇所
岐阜県	二箇所	岐阜県	二箇所
静岡県	二箇所	静岡県	二箇所
愛知県	二箇所	愛知県	二箇所
京都府	二箇所	京都府	二箇所
大阪府	三箇所	大阪府	三箇所
兵庫県	三箇所	兵庫県	三箇所
広島県	二箇所	広島県	二箇所
愛媛県	二箇所	愛媛県	二箇所
福岡県	三箇所	福岡県	三箇所
長崎県	三箇所	長崎県	三箇所
熊本県	二箇所	熊本県	二箇所
鹿児島県	二箇所	鹿児島県	二箇所
沖縄県	三箇所	沖縄県	三箇所

改 正 後	改 正 前
<p>第百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第百一条から第百六条まで、第百八条、第十一章、第百二十六条、第百二十九条、第百三十条第一項第一号から第三号まで、第百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第百三十六条の二第二項、第百三十九条ただし書、第百四十条</p>	<p>第百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第百一条から第百六条まで、第百八条、第十一章、第百二十六条、第百二十九条、第百三十条第一項第一号から第三号まで、第百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第百三十六条の二第二項、第百三十九条ただし書、第百四十条</p>

の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。））、第四百四十一条から第四百七十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五百一条の二まで、第五百十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条の二、第七十八条の三、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三号の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで

の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。））、第四百四十一条から第四百七十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五百一条の二まで、第五百十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十八条の二、第七十八条の三、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三号の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで

、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票については、準用しない。

第百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第五号、第八十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに

、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）、第二項及び第三項、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票には、準用しない。

第百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第五号、第八十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに

第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第八項本文及び第十項に関する部分を除く。）、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第六十六条まで、第八十条、第十一章、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十七条の三、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五十一条の二まで、第五十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二十一条まで、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第

第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第八項本文及び第十項に関する部分を除く。）、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第六十六条まで、第八十条、第十一章、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十七条の三、第三百三十九条ただし書、第四百十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五十一条の二まで、第五十一条の五、第五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十七条の二第二項から第五項まで、第九十九条の二から第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二十一条まで、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十一条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四条第一項第

二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五号から第二百四十七条まで、第二百四十九号の二から第二百四十九号の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三号の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九号第七項及び第八項、第四十九号の二、第五十五条（在外選挙人名簿

二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五号から第二百四十七条まで、第二百四十九号の二から第二百四十九号の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三号の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十一条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第九条、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九号第七項及び第八項、第四十九号の二、第五十五条（在外選挙人名簿

に関する部分に限る。)、第五十六条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第百一条から第百六条まで、第百八条、第十一章、第十二章、第二百二十九条、第百三十条第一項第一号から第三号まで、第百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第百三十六条の二第二項、第百三十九条ただし書、第百四十条の二(選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。)、第百四十一条から第百四十七条の二まで、第百四十八条第二項及び第三項、第百四十八条の二から第百五十一条の二まで、第百五十一条の五、第百五十二条、第百六十一条から第百六十四条の五まで、第百六十四条の七、第百六十五条の二、第百六十七条から第百七十二条の二まで、第百七十五条から第百七十七条まで、第百七十八条の二、第百七十八条の三、第百七十九条第一項及び第三項、第百七十九条の二から第百九十七条まで、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条(訴訟に関する部分を除く。)、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項(行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。)、及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三号の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、

に関する部分に限る。)、第五十六条(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第百一条から第百六条まで、第百八条、第十一章、第十二章、第二百二十九条、第百三十条第一項第一号から第三号まで、第百三十一条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第百三十六条の二第二項、第百三十九条ただし書、第百四十条の二(選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。)、第百四十一条から第百四十七条の二まで、第百四十八条第二項及び第三項、第百四十八条の二から第百五十一条の二まで、第百五十一条の五、第百五十二条、第百六十一条から第百六十四条の五まで、第百六十四条の七、第百六十五条の二、第百六十七条から第百七十二条の二まで、第百七十五条から第百七十七条まで、第百七十八条の二、第百七十八条の三、第百七十九条第一項及び第三項、第百七十九条の二から第百九十七条まで、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条(訴訟に関する部分を除く。)、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項(行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。)、及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項第三号及び第四号、第二百二十三号の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、

第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三條、第二百六十四條第一項第一号（公職選挙法第二百六十三條第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二條までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四條第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條第二項、第二百四十二條第二項、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十九條の二第三項及び第六項、第二百四十九條の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三條、第二百六十四條第一項第一号（公職選挙法第二百六十三條第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九條第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十一条から第二百七十二條までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四條第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

改 正 後

改 正 前

（公職選挙法施行令の準用）

第九条 公職選挙法施行令第四章（投票）（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十七条並びに第四十八条第三項及び第四項の規定を除く。）、第四章の三（期日前投票）、第五章（不在者投票）（第五十条第五項及び第七項、第五十五条第五項から第七項まで、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで並びに第六十一条第四項の規定を除く。）、第六章（開票）（第六十七条第五項及び第六項、第七十条、第七十条の二第二項、第七十八条第三項及び第四項並びに第七十九条の規定を除く。）、第七章（選挙会及び選挙分会）（第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）、第八十九条第七項（立候補の辞退届）、第九十一条（候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）、第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第十項において、読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第八十八条（選挙事務所設置の届出の方法）、第十三章（市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例）、第二百三十二条の十（選挙の一部無効に関する通知）、第四百二十二条の二（不在者投票の時間に関する行為）、第四百二十二条の三（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）並びに第四百十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、海区漁業調

（公職選挙法施行令の準用）

第九条 公職選挙法施行令第四章（投票）（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十七条並びに第四十八条第三項及び第四項の規定を除く。）、第四章の三（期日前投票）、第五章（不在者投票）（第五十条第五項及び第七項、第五十五条第五項から第七項まで、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで並びに第六十一条第四項の規定を除く。）、第六章（開票）（第六十七条第五項及び第六項、第七十条、第七十条の二第二項、第七十八条第三項及び第四項並びに第七十九条の規定を除く。）、第七章（選挙会及び選挙分会）（第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）、第八十九条第七項（立候補の辞退届）、第九十一条（候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）、第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第九項の規定により読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第八十八条（選挙事務所設置の届出の方法）、第十三章（市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例）、第二百三十二条の十（選挙の一部無効に関する通知）、第四百二十二条の二（不在者投票の時間に関する行為）、第四百二十二条の三（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）並びに第四百十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、海区漁業

調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)

調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(略)	
(略)	<p>当該候補者の氏名（第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。）、本籍、住所、生年月日及び職業並びに候補者届出政党の届出に係る候補者届出にあつては当該候補者届出たの名称、候補者届出たの候補者にあつては当該候補者の所属する政党その他の政治団体（法第八十六条の四第三項の規定により当該候補者が所属する旨の記載があつた政党その他の政治団体をいう。）の名称（第八十九条第四項の規定による略称の記載がある場合</p>
(略)	<p>海区漁業調整委員会の委員の候補者の氏名（漁業法施行令第八条第五項の認定をした場合においては、その候補者の通称を含む。）及び生年月日（法人にあつては名称）、住所（当該地区内に住所がない場合には事業場の所在地）並びにその属する政党その他の政治団体の名称</p>

(略)	第九十二条第十 項において 読み替えて準用 する同条第一項 及び第三項			
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	第九十二条第九 項の規定により 読み替えて準用 する同条第一項 及び第三項			
(略)	死亡した	住所地	第八十九条第六項	においては、当該略称を 含む。
(略)	死亡した（法人にあ つては解散した）	住所地（当該地区内 に住所がない場合に は事業場の所在地）	漁業法施行令第八条 第八項	

改 正 後

改 正 前

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）、及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）、及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第

及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第二十条 （略）

(略)	(略)	(略)
第八十条第二項	選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長	選挙長

及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第二十条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第八十条第一項	選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙 に お け る 選 挙 長 を 除 く。 ） 又 は 選 挙 分 会 長	選挙長

(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
第八十三条第二項	書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類、参議院合同選挙	(略)		(略)	(略)

(略)	(略)	書類		<p>選挙会又は選挙分会</p> <p>各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。）</p> <p>、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）</p>		選挙会
第八十三条第二項	書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類					賛成又は反対の投票のそれぞれの総数

第一百七条

<p>(略)</p>	<p>若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一条の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

第一百七条

<p>選挙若しくは当選</p>	<p>若しくは第二百十条第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一条の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会</p>
<p>合併協議会設置協議についての投票又は合併協議会設置協議についての投票における賛否の結果</p>	<p>は、市町村の選挙管理委員会</p>

(略)	第九十七條の 二第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	当該選挙に関する事務を管理 する選挙管理委員会（参議院 比例代表選出議員の選挙につ いては中央選挙管理会、参議 院合同選挙区選挙については 当該選挙に関する事務を管理 する参議院合同選挙区選挙管 理委員会）	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	市町村の選挙管理 委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第九十七條の 二第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	衆議院（比例代表選出）議員 の選挙以外の選挙 選挙運動（衆議院小選挙区選 出議員の選挙において候補者 届出政党が行うもの及び参議 院比例代表選出議員の選挙に おいて参議院名簿届出政党等 が行うものを除く。以下この 項及び次項において同じ。） 選挙運動の	市町村の選挙管理 委員会	投票運動の	合併協議会設置協 議についての投票	(略)
(略)	市町村の選挙管理 委員会	投票運動の	投票運動		(略)

第二十二條 公職選挙法施行令第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五條、第四十六條第一項及び第四十八條第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九條の三、第四章の三、第五十條(第五項及び第七項を除く。)、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の二、第五十九條の三の二第一項、第五十九條の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、並びに第八項から第十五項まで、第六十條、第六十一條第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。)、第六十二條、第六十三條第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九條第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。)、及び第四項、第六十四條、第六十五條、第六十七條第一項及び

第八十六条第一項	(略)	(略)
当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議	(略)	(略)

第八十六条第一項	(略)	(略)
当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会	(略)	(略)

第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第三百三十一条（第一項後段を除く。）、第三百三十八条、第四百四十一条の二第一項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第四百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十五条、第四百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)			
(略)	(略)	院合同選挙区選挙については 当該選挙に関する事務を管理 する参議院合同選挙区選挙管 理委員会)	
(略)	(略)		

(略)			
(略)	期間	当該選挙に係る衆議院議員、 参議院議員又は地方公共団体 の議会の議員若しくは長の任)	
(略)	までの間	合併協議会設置協 議についての投票 の結果が確定する までの間	

改 正 後	改 正 前
<p>（投票人名簿の移送又は引継ぎ等）</p> <p>第十一条 公職選挙法施行令第十九条、第二十一条第一項及び第二十二 条（第一項後段を除く。）の規定は、投票人名簿の移送又は引継ぎ、 投票人名簿の再調製及び投票人名簿に登録されている投票人の数の報 告について準用する。この場合において、同令第十九条第一項中「法 第十九条第三項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（ 平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第二 十条第二項」と、「第三項並びに第三百三十一条第二項」とあるのは「 第三項」と、「住所」とあるのは「住民基本台帳の記録」と、同条第 二項中「住所」とあるのは「住民基本台帳の記録」と、同条第五項中 「法第十九条第三項」とあるのは「憲法改正手続法第二十条第二項」 と、同令第二十一条第一項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手 続法第三十一条において準用する法第三十条」と、同令第二十二條第 一項中「法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登 録が行われた日」とあるのは「国民投票の期日前十五日に当たる日 」と、同条第二項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第三 十一条において準用する法第三十条」と読み替えるものとする。</p> <p>（在外投票人名簿の移送又は引継ぎ等）</p> <p>第三十二条 公職選挙法施行令第十九条、第二十一条第一項及び第二十 二条（第一項後段を除く。）の規定は、在外投票人名簿の移送又は引 継ぎ、在外投票人名簿の再調製及び在外投票人名簿に登録されている</p>	<p>（投票人名簿の移送又は引継ぎ等）</p> <p>第十一条 公職選挙法施行令第十九条、第二十一条第一項及び第二十二 条 の規定は、投票人名簿の移送又は引継ぎ、 投票人名簿の再調製及び投票人名簿に登録されている投票人の数の報 告について準用する。この場合において、同令第十九条第一項中「法 第十九条第三項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（ 平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第二 十条第二項」と、「第三項並びに第三百三十一条第二項」とあるのは「 第三項」と、「住所」とあるのは「住民基本台帳の記録」と、同条第 二項中「住所」とあるのは「住民基本台帳の記録」と、同条第五項中 「法第十九条第三項」とあるのは「憲法改正手続法第二十条第二項」 と、同令第二十一条第一項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手 続法第三十一条において準用する法第三十条」と、同令第二十二條第 一項中「法第二十二條第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登 録が行なわれた日」とあるのは「国民投票の期日前十五日に当たる日 」と、同条第二項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第三 十一条において準用する法第三十条」と読み替えるものとする。</p> <p>（在外投票人名簿の移送又は引継ぎ等）</p> <p>第三十二条 公職選挙法施行令第十九条、第二十一条第一項及び第二十 二条 の規定は、在外投票人名簿の移送又は引 継ぎ、在外投票人名簿の再調製及び在外投票人名簿に登録されている</p>

投票人の数の報告について準用する。この場合において、同令第十九条第一項中「法第十九条第三項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第三十三条第二項」と、「第三項並びに第三百三十一条第二項」とあるのは「第三項」と、「住所」とあるのは「最終住所（憲法改正手続法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは「最終住所（憲法改正手続法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第三項とあるのは「憲法改正手続法第三十三条第二項」と、同令第二十一条第一項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第四十四条において準用する法第三十条」と、同令第二十二條第一項中「法第十二条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日」とあるのは「国民投票の期日前十五日に当たる日」と、同条第二項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第四十四条において準用する法第三十条」と読み替えるものとする。

2
(略)

投票人の数の報告について準用する。この場合において、同令第十九条第一項中「法第十九条第三項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号。以下「憲法改正手続法」という。）第三十三条第二項」と、「第三項並びに第三百三十一条第二項」とあるのは「第三項」と、「住所」とあるのは「最終住所（憲法改正手続法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは「最終住所（憲法改正手続法第三十四条第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第三項とあるのは「憲法改正手続法第三十三条第二項」と、同令第二十一条第一項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第四十四条において準用する法第三十条」と、同令第二十二條第一項中「法第十二条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日」とあるのは「国民投票の期日前十五日に当たる日」と、同条第二項中「法第三十条」とあるのは「憲法改正手続法第四十四条において準用する法第三十条」と読み替えるものとする。

2
(略)

改 正 後	改 正 前
<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二</p>	<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の五まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二</p>

項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第六十六条まで、第八八条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百七十七條の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五百五十一条の二まで、第五百五十一条の五、第五百五十二条、第六百六十一条から第六十四條の五まで、第六百六十四條の七、第六百六十五條の二、第六百六十六條ただし書、第六百六十七條から第六七十二條の二まで、第六百七十五條第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第六百七十六條から第六七十八條の三まで、第六百七十九條第一項及び第三項、第六百七十九條の二から第六九十七條まで、第六百九十七條の二第二項から第五項まで、第六百九十九條の二から第六百九十九條の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四條、第二百五條第二項から第五項まで、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第二百一十一條まで、第二百一十四條、第二百一十七條、第二百一十九條第二項、第二百二十條第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一條第三項、第二百二十二條第三項、第二百二十三條、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百一十一條第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條に関する部分に限る。）、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一十一條の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第一号、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七

項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第六十六条まで、第八八条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三百三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百七十七條の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第五百五十一条の二まで、第五百五十一条の五、第五百五十二条、第六百六十一条から第六十四條の五まで、第六百六十四條の七、第六百六十五條の二、第六百六十六條ただし書、第六百六十七條から第六七十二條の二まで、第六百七十五條第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第六百七十六條から第六七十八條の三まで、第六百七十九條第一項及び第三項、第六百七十九條の二から第六九十七條まで、第六百九十七條の二第二項から第五項まで、第六百九十九條の二から第六百九十九條の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四條、第二百五條第二項から第五項まで、第二百八條、第二百九條第二項、第二百九條の二から第二百一十一條まで、第二百一十四條、第二百一十七條、第二百一十九條第二項、第二百二十條第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一條第三項、第二百二十二條第三項、第二百二十三條、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百一十一條第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條に関する部分に限る。）、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一十一條の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第一号、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七

号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第六条 （略）

	(略)	(略)	(略)
第八十条第二項	選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	(略)	(略)
第八十条第二項	選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙 に おける選挙長 を除く。）又は選挙分会長	選挙長	(略)
選挙会又は選挙分会	選挙会	選挙会	(略)

	(略)	(略)
第八十三条第二項	(略)	(略)
書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類、参議院合同選挙区選挙にあつては同条第五項	(略)	(略)

	各公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。第三項において同じ。） 、各衆議院名簿届出政党等又は各参議院名簿届出政党等の得票総数（各参議院名簿届出政党等の得票総数にあつては、当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。第三項において同じ。）	賛成又は反対の投票のそれぞれの総数
第八十三条第二項	(略)	(略)
書類（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては第八十一条第一項の規定による報告に関する書類、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては同条第四項において準用する同条第一項の規定による報告に関する書類	(略)	(略)

(略)		
(略)	<p>若しくは第二百十條第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一條の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）</p>	
(略)		(略)
(略)		
(略)	<p>若しくは第二百十條第一項の規定による訴訟が提起されなかつたこと、当該訴訟についての訴えを却下し若しくは訴状を却下する裁判が確定したこと若しくは当該訴訟が取り下げられたことにより当選が無効となつたとき又は第二百五十一條の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会</p>	
(略)		<p>いての投票又は特別区の設置についての投票における賛否の結果</p> <p>は、市町村の選挙管理委員会</p>

(略)	第百九十七条の 二第一項	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	第百九十七条の 二第一項	(略)	衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙	特別区の設置についての投票
(略)	(略)	選挙運動の 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会	選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）	投票運動
(略)	(略)	市町村の選挙管理委員会	投票運動の	

第八条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九条の三、第四章の三、第五十条(第五項及び第七項を除く。)、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。))並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。)、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。))及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一

第八十六条第一項	(略)	(略)	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については	(略)	市町村の選挙管理委員会
----------	-----	-----	--	-----	-------------

第八十六条第一項	(略)	(略)	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会	(略)	市町村の選挙管理委員会
----------	-----	-----	---	-----	-------------

項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十七条の四、第八十九条第一項、第三百三十一条（第一項後段を除く。）、第四百四十一条の二第一項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第四百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報の発行手続等)
 第十一条 公職選挙法第六十八条第一項、第六十九条第三項、第六項及び第七項、第七十条第一項本文及び第二項、第七十一条、第七十二条並びに第二百六十四条第三項の規定は、法第七条第三項の規定により配布する公報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条第一項	(略)	(略)
----------	-----	-----

(略)		
(略)	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間
(略)		

(関係市町村の議会の議員の意見を掲載した公報の発行手続等)
 第十一条 公職選挙法第六十八条第一項、第六十九条第二項、第五項及び第六項、第七十条第一項本文及び第二項、第七十一条、第七十二条並びに第二百六十四条第三項の規定は、法第七条第三項の規定により配布する公報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十八条第一項	衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等	大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第三項の規定により市
----------	--	--

		第百六十九条第 三項			
(略)	(略)	(略)	申請又は前二項の掲載文の写しの送付	(略)	選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）
(略)	(略)	(略)	申出	(略)	市町村の選挙管理委員会

		第百六十九条第 二項			
衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院	選挙公報	掲載文又はその写し	申請又は前項の掲載文の写しの送付	都道府県	申請しなければ
二人以上の当該市町村の議会の議員が共同で表明する意見については、当該意見を共同で表明する議員	公報	掲載文	申出	市町村	申出をしなければ

		第六項 第六十九條第	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

		第五項 第六十九條第	
、都道府県	等 記載者の氏名、経歴及び写真 及び略称、政見、参議院名簿 参議院名簿届出政党等の名称 について一の用紙に二以上の (比例代表選出) 議員の選挙 等を掲載する場合又は参議院 衆議院名簿記載者の氏名、経 歴及び当選人となるべき順位 党等の名称及び略称、政見、 衆議院名簿届出政黨等の名称 及び略称、政見、参議院名簿 記載者の氏名、経歴及び写真 等	総務省令で	名簿記載者
、市町村		一の用紙に二以上 の意見 管理委員会が	当該市町村の選挙 管理委員会が

(略)		第七十二條	(略)		第六十九條第七項
(略)	<p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		第七十二條	(略)		第六十九條第六項
(略)	<p>当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会</p>	選挙公報	(略)	<p>公職の候補者若しくはその代理人又は同条第二項若しくは第三項の申請をした衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者若しくは</p>	前条第一項の申請
(略)	市町村の選挙管理委員会	公報	(略)	市町村の議会の議員又は	前条第一項の申出